

法人名	※ 処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事業年度	令和 令和	年	月	日	日から 日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第3号に掲げる事業）
第1号 第3号に掲げる事業 第4号

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2⑬又は別表5の3⑭	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2⑯若しくは下表3⑰又は別表5の2の3⑱、 同表⑲、同表⑳、同表㉑若しくは同表㉒	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2⑳又は別表5の4㉑	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2㉒又は別表5の5⑳	③		$⑫ \times \frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑱、同表⑲若しくは 同表㉑又は別表5の2の4⑲	⑮		
単年度損益 第6号様式㉓又は別表5㉔	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯			
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 ①/④	⑦	%	$\frac{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} \leq 5,000 \text{億円以下の金額}}{⑰ \text{のうち} 1,000 \text{億円を超え} \leq 5,000 \text{億円以下の金額}} \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用額の 定率 ④×70/100	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\frac{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} \leq 1 \text{兆円以下の金額}}{⑰ \text{のうち} 5,000 \text{億円を超え} \leq 1 \text{兆円以下の金額}} \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の3㉕	⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑			
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒			
			国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業員数	㉓			
			計 ㉑+㉒+㉓	㉔			
			課税標準となる資本金等の額 ㉔又は㉔×㉕/㉖、㉔×㉗/㉘若しくは㉔×㉙/㉚	㉕	兆 十億 百万 千 円		

2. 資本金等の額の明細

区分	期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙ (㉖-㉗+㉘)
資本金等の額 又は出資金の額	1 兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額	3			
期中に金額の増減があった場合の理由等				